自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位:百万円、%)

		(単位:百万円、%)
項目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	397.741	410,564
うち、資本金及び資本剰余金の額	45,175	45,175
うち、利益剰余金の額	361,462	374,218
うち、自己株式の額(△)	7,040	6,972
うち、社外流出予定額(△)	1,856	1,856
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 7,541	△ 5,265
うち、為替換算調整勘定		
うち、退職給付に係るものの額	△ 7,541	△ 5,265
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	32,336	33,928
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	32,336	33,928
うち、適格引当金コア資本算入額	32,330	33,320
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本		
調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに 相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	422,536	439,228
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	262	238
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	262	238
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	4	1
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	267	220
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	267	239
自己資本	100.000	400.000
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	422,268	438,988
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	3,957,112	4,083,942
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	138,245	140,979
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	4,095,358	4,224,922
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ) / (二))	10.31	10.39

自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(単位:百万円、%)

		(単位:日万円、%)
項目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	382,941	394,231
うち、資本金及び資本剰余金の額	33,596	33,596
うち、利益剰余金の額	357,402	368,623
うち、自己株式の額(△)	6,200	6,132
うち、社外流出予定額(△)	1,856	1,856
うち、上記以外に該当するものの額		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	29,515	31,165
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	29,515	31,165
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本		
四日		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセント に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	412.457	425,396
コア資本に係る調整項目	,	120,000
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	180	179
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	180	179
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	4	1
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		<u> </u>
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	105	101
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	185	181
自己資本	44.0.070	405.045
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	412,272	425,215
リスク・アセット等	2021.002	
信用リスク・アセットの額の合計額	3,931,808	4,057,608
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	130,578	133,205
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	4,062,387	4,190,814
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (二))	10.14	10.14

定性的開示項目

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 告示 (注) 第26条の規定により連結自己資本比率を算定する 対象となる会社の集団 (以下「連結グループ」という。) に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点お よび当該相違点の生じた原因

(注) 銀行法第14条の2の規定にもとづく平成18年金融庁告示第19号 連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社 に相違点はありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結 子会社の名称および主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は以下の5社です。

 名 称	主要な業務の内容
七十七リース株式会社	 リース業務
七十七信用保証株式会社	信用保証業務
株式会社七十七カード	クレジットカード業務
七十七証券株式会社	金融商品取引業務
七十七リサーチ&コンサルティング株式会社	調査研究業務、コンサルティング業務、 電子計算機器等による計算業務の受託

- (3) 告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務内容告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等は該当ありません。
- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものは該当ありません。

(5) 連結グループ内の資金および自己資本の移動にかかる制限 等の概要

連結子会社5社全てにおいて、債務超過会社はなく、自己 資本は充実しております。また、連結グループ内において 自己資本にかかる支援は行っておりません。

2. 自己資本調達手段(その額の全部または一部が、告示第25条 の算式におけるコア資本にかかる基礎項目の額に含まれる資本 調達手段をいう。)の概要

自己資本調達手段(2021年3月末)

種類	概要
普通株式	完全議決権株式(76,450千株)
(76,655千株)	なお差額は、すべて単元未満株式

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを総体的に捉え、潜在的なリスクへの備えである自己資本と比較・対照することによって、自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、年度毎に自己資本を限度としてリスクの種類毎にリスク資本の予算を配賦したうえで、リスク量の実績を定期的に算定し、リスク量が配賦額の範囲に収まっていることを確認しております。リスク量の算定につきましては、信用リスクおよび市場リスクはVaR (バリュー・アット・リスク) (章) 等により行っており、オペレーショナル・リスクは告示に定める「粗利益配分手法」に準じた方法により行っております。

(注) VaRとは、特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいいます。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当行は、「信用リスク管理方針」におきまして、信用リスクを信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクであると定義したうえで、信用リスク管理の重要性を十分認識し、信用格付制度の整備、信用リスクの定量化を行うことによって、適切な信用リスクの管理を行う旨、定めております。

信用格付制度につきましては、使用する信用格付モデルの 有効性を統計的な手法を用いて定期的に検証するルールを 制定するなど、継続的に整備を行っております。また、信 用リスクの定量化につきましては、貸出金等を対象とし て、VaR等の手法によりリスクの定量化を実施しており、 定期的にリスクの状況のモニタリングおよび経営陣に対す る報告を行っております。

貸倒引当金の計上基準につきましては、連結は「連結財務 諸表作成のための基本となる重要な事項」、単体は「重要 な会計方針」の該当部分をご参照下さい。

信用リスク・アセット額の算定につきましては、告示に定める「標準的手法」を使用しております。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスク・ウェイトの判定にあたっては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関の格付を使用することが適切との判断にもとづき、エクスポージャーの種類にかかわらず、以下の格付機関の格付を使用しております。

- ・(株)格付投資情報センター
- •(株)日本格付研究所
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・S&Pグローバル・レーティング

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

当行は、不動産、預金等の担保および国・地方公共団体、信用保証協会等の保証を信用リスクの削減手法として認識しております。

また、信用リスク・アセット額の算定において、告示に定める「包括的手法」を使用して信用リスク削減効果を反映させております。

信用リスク・アセット額の算定につきましては「信用リスク・アセット算出要領」に定めており、①現金、預金等の適格金融資産担保、②担保登録のない定期預金(総合口座、積立性預金を除く)、③国、地方公共団体、信用保証協会等による適格保証等を信用リスク削減手法として適用しております。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当行の派生商品取引にかかる取引相手の信用リスクにつきましては、取引相手毎に与信限度額を設定し、オンバランス取引と合算のうえ管理しております。

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー 方式により算定しており、与信限度額との対比状況を定期的 に経営陣へ報告しております。

なお、派生商品取引につきましては、取引相手の状況に応じて、担保により保全を図る体制としておりますが、引当金の 算定は行っておりません。

対金融機関向けの派生商品取引におきましては、一部の金融機関と個別にCSA契約(クレジット・サポート・アネックス契約)を締結しております。同契約には、当行の信用力が悪化した場合、担保を追加的に提供する条項がありますが、影響度は限定的と認識しております。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

A. 証券化取引についての方針

当行は、投資家として取引を行う際には、裏付資産や取引 スキームを検証のうえ、リスク特性等が把握できる取引を 対象としております。リスク構造が複雑で極めて高いリス クを有する取引や、内在するリスク特性の把握が困難であ る取引は対象としておりません。

B.証券化取引における役割および関与の度合

当行は、投資家として証券化取引に該当する取引がありま すが、再証券化取引に該当する取引はございません。 なお、オリジネーターおよびサービサーとして証券化取引

C.リスク特性の内容および管理体制

には関与しておりません。

当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーにつ きましては、信用リスク、金利リスクのほかに、市場の混 乱等により市場において取引ができないことや、通常より も著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより 損失を被る市場流動性リスクも有しております。

信用リスクおよび金利リスクにつきましては、貸出金や有 価証券等の取引より発生するものと基本的に変わるもので ないことから、貸出金や有価証券等の取引と同様の管理を 行っております。

市場流動性リスクにつきましては、有価証券である証券化 エクスポージャーに対して保有限度額を設定し、適切に管 理を行っております。

(2) 告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制 の整備およびその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算定 にかかる要件を規定等に定め、当該エクスポージャーにか かる優先劣後構造およびノンリコース等の構成上の特性を 把握するだけでなく、裏付資産にかかる包括的なリスク特 性およびパフォーマンスにかかる情報等について、定期的 にモニタリングを行っております。

- (3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針 該当ございません。
- (4) 信用リスク・アセットの額の算定に使用する方式の名称 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算定 にあたっては、告示に定める「外部格付準拠方式」または「標 準的手法準拠方式」を使用しております。
- (5) マーケット・リスク相当額の算定に使用する方式の名称 該当ございません。
- (6) 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券 化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類お よび当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージ ャーを保有しているかどうかの別

該当ございません。

(7) 銀行の子法人等(連結子法人等を除く。) および関連法人 等のうち、当該銀行が行った証券化取引(銀行が証券化目 的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券 化エクスポージャーを保有しているものの名称 該当ございません。

(8) 証券化取引に関する会計方針

当行は投資家として、「金融商品に関する会計基準」および 公認会計士協会が公表する「金融商品会計に関する実務指 針」等に即した会計処理を行っております。

なお、証券化取引を目的として保有する資産、および証券 化エクスポージャーに提供している流動性補完、信用補完 等はございません。

(9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの 判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定につき ましては、上記「4. (2) 標準的手法が適用されるポート フォリオに関する事項」に記載しております格付機関と同 様の4社を使用しております。

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使 い分けは行っておりません。

- (10) 内部評価方式を用いている場合には、その概要 該当ございません。
- (11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容 該当ございません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当行は、「オペレーショナル・リスク管理方針」におきまし て、オペレーショナル・リスクを損失の発生原因などから 8つのリスク(事務リスク、システムリスク、法務リスク、 人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、サードパーテ ィリスク (注1)、災害等偶発事態発生によるリスク) に分類し、 それぞれの担当部が管理しております。また、各オペレー ショナル・リスクを総合的に管理するため、リスク統轄部 をオペレーショナル・リスクの総合的な管理部署と位置付 け、適切な管理を行っております。

オペレーショナル・リスクを評価、モニタリングするため に、損失情報等の収集・分析およびコントロール・セル フ・アセスメント (注2) を継続して行っており、リスクをコン トロール・削減するために、コントロール・セルフ・アセ スメントを行い、コントロール・削減に必要な規定等の整 備を行っております。

- (注1) サードパーティリスクとは、当行との間で提携や業務上の関係等を有する組織(サードパーティ)において、事務ミス、システムトラブルおよび不正取引等が発生し、当行またはお客様が不測の損失を被るリスク(従来のアウトソーシングに伴うリスクを含む)をいいます。
 (注2) コントロール・セルフ・アセスメントとは、商品・業務等に内在するリスクを特定、認識し、リスク管理の有効性やリスクが顕在化する可能性について、当該商品・業務等に携わる者自らが評価を行うことをいいます。
- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算定に使用する手法の名称 オペレーショナル・リスク相当額の算定にあたっては、告 示に定める「粗利益配分手法」を使用しております。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方 針および手続の概要

当行は、「市場リスク管理方針」におきまして、出資等または 株式等エクスポージャー(以下「株式等」という。)に関する リスクを株式等の価格の変動に伴い資産価格が減少するリスク (価格変動リスク) であると定義したうえで、市場リスク管理 の重要性を十分認識し、市場リスクの定量化を行うことによっ て、適切な価格変動リスクの管理を行う旨、定めております。 株式等の価格変動リスクの定量化につきましては、上場株式、 証券投資信託等を対象として、VaR、シミュレーション分析等 の手法によりリスク量を定量化し、定期的にリスクの状況のモ ニタリングおよび経営陣に対する報告を行っております。

株式等の評価基準および評価方法につきましては、連結は「連 結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」、単体は「重 要な会計方針」の該当部分をご参照下さい。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当行は、「市場リスク管理方針」におきまして、金利リスク を金利の変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金 利または期間のミスマッチが存在しているなかで、金利が 変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク であると定義したうえで、市場リスク管理の重要性を十分 認識し、市場リスクの定量化を行うことによって、適切な 金利リスクの管理を行う旨、定めております。

金利リスクにつきましては、貸出金、債券、預金等の資 産・負債を対象として、△EVE (デルタ・イー・ブイ・イー) ^(注) は月次、VaRは日次または月次で定量化し、△NII (デルタ・ エヌ・アイ・アイ) (型) およびストレステストは四半期の頻度 で定量化またはリスク量を計測しております。

△EVEおよびストレステストで認識した金利リスク量につ きましては、現時点または将来時点において予想される自 己資本の状況を踏まえた内部管理上の基準を設定のうえ、 当該基準の遵守状況を定期的にモニタリングし、結果を経 営陣に報告しております。

また、モニタリング結果を踏まえ、必要に応じてヘッジ、 分散、除去等により金利リスクの削減を講じる態勢を整備 しており、固定金利貸出および固定利付債券の一部につき ましては、会計処理として特例処理や繰延ヘッジを適用す るヘッジ取引を行っております。

なお、連結子会社の金利リスクにつきましては、資産・負債の規模等を踏まえた検証の結果、影響が軽微である場合には定量化の対象には含めておりません。

(注) ⊿EVEとは、保有する特定の資産・負債に対して金利ショックを与えた場合における、当該資産・負債の経済価値の減少額をいいます。また、⊿NII とは、保有する特定の資産・負債に対して金利ショックを与えた場合における、当該資産・負債の金利収益の減少額をいいます。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

- A. ⊿EVEおよび⊿NIIについて
- a. コア預金内部モデルを使用して期間帯毎の期落ち額を統計 的に推計し流動性預金の満期を割り当てており、金利改定 の満期は平均3.42年、最長10年となっております。
- b. 固定金利貸出の期限前返済および定期預金の早期解約につきましては、開示告示に関するQ&Aに定める保守的な前提を採用し算定しております。
- c. 通貨毎の集計につきましては、△EVEは経済価値が減少する通貨のみ、△NIIは金利収益が減少する通貨のみを単純合算しております。
- d. 割引金利につきましては資産・負債の種類に応じてLIBOR・ SWAPレートまたは国債レートを使用しており、キャッシュフローにつきましてはスプレッドを含めて算定しております。
- e. 重要性の観点から、総資産・総負債に占める割合が5%未満の資産・負債については計測対象としておりません。また、△NIIは、計測対象とする資産・負債の特性を踏まえ、金利ショックに対する追随やフロア等を設定し算定しております。
- f. ⊿EVEは、流動性預金の残高増加等を主因として2020年3 月末比15,712百万円減少し、41,996百万円となりました。
- g. ⊿EVEは、負債に占める流動性預金 (コア預金) の比率が 高いという資産・負債構造の特性を反映し、早期警戒制度 における基準 (自己資本の20%) 以内に収まっており、リ スク管理上問題のない状況にあると認識しております。
- B. ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクの算定手法について 当行は、ΔEVEおよびΔNII以外に内部管理上使用している 金利リスクの算定手法として、分散共分散法によるVaRを 使用しております。VaR算定の前提条件は、観測期間250 営業日、信頼区間99%、保有期間60営業日を基本としてお り、債券につきましては日次で、貸出金、預金等につきま しては月次で算定しております。

また、四半期毎に複数のストレスシナリオにもとづくシミュレーション分析を行っており、想定される損失額を把握し、自己資本の充実度評価等に活用しております。

定量的開示項目(連結)

1. 自己資本充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

●オン・バランス項目

項目	(参考) 告示で定める —	所要自己資	資本の額
項 日 	一	2019年度	2020年度
1. 現金	0		
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0		
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	18	28
4. 国際決済銀行等向け	0		
5. 我が国の地方公共団体向け	0		
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	52	76
7. 国際開発銀行向け	0~100		
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	299	452
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	533	785
10. 地方三公社向け	20	12	16
1. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	1,449	1,230
2. 法人等向け	20~100	63,742	63,826
3. 中小企業等向け及び個人向け	75	35,072	36,485
4. 抵当権付住宅ローン	35	579	488
5. 不動産取得等事業向け	100	34,792	36,006
6. 三月以上延滞等	50~150	231	137
17. 取立未済手形	20	0	(
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	232	236
	10	0	(
20. 出資等	100~1250	4,238	4,929
(うち出資等のエクスポージャー)	100	4,238	4,929
	1250		
21. 上記以外	100~250	5,737	5,734
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250		201
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	2,736	2,375
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	250		
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調 達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パ ーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	150		
(うち上記以外のエクスポージャー等)	100	3,001	3,157
		481	779
(うちSTC要件適用分)			
(うち非STC要件適用分)		481	779
23. 再証券化			
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		7,688	7,990
うちルックスルー方式		7,688	7,990
うちマンデート方式			
うち蓋然性方式 (リスク・ウェイトニ百五十パーセント)			
うち蓋然性方式(リスク・ウェイト四百パーセント)			
うちフォールバック方式			
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			
合計		155,164	159,20

⁽注) 所要自己資本の額は、リスク・アセットの額に4%を乗じて算出しておりますが、自己資本控除となるエクスポージャーについては、自己資本控除の額(2019年度: 267百万円、2020年度: 239百万円)を所要自己資本の額として計上しております。

●オフ・バランス項目

(単位:百万円)

1. 任意の時期に無条件で取消可能又は 1		H= (0()	所要自己資本の額			
自動的に取消可能なコミットメント	項目	掛目 (%)	2019年度	2020年度		
3. 短期の貿易関連網発債務		0				
4. 特定の取引に係る偶発債務 50	2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	84	71		
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約) 50 5. NIF又はRUF 50 6. 原契約期間が1年起のコミットメント 50 7. 内部格付手法におけるコミットメント 75> 8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 100 1,243 1,212 (うち信入金の保証) 100 109 106 (うち手形引受) 100	3. 短期の貿易関連偶発債務	20	1	1		
5. NIF又はRUF 6. 原契約期間が1年起のコミットメント 50 1,320 1,562 7. 内部格付手法におけるコミットメント 50 1,320 1,562 7. 内部格付手法におけるコミットメント 75> — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	4. 特定の取引に係る偶発債務	50				
5. NIE文はROF 6. 原契約期間が1年起のコミットメント 50 1,320 1,562 7. 内部格付手法におけるコミットメント	(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)					
7. 内部格付手法におけるコミットメント	5. NIF又はRUF					
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 100 1,243 1,212 (うち着入金の保証) 100 109 106 (うち有価証券の保証) 100	6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	1,320	1,562		
(うち借入金の保証) 100 109 106 (うち有価証券の保証) 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>				
(うち有価証券の保証) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちろレジット・デリバティブのプロテクション提供) 100		100	1,243	1,212		
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) 100	(うち借入金の保証)	100	109	106		
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) 100	(うち有価証券の保証)	100				
(うち径過措置を適用しない元本補てん信託契約) 100		100				
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供) 100 ――――――――――――――――――――――――――――――――――		100				
9. 買戻条件付資産売却又は求債権付資産売却等 (控除後)		100				
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)						
控除額 (△)		100				
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 100 14 9 12. 派生商品取引及び長期決済期間取引 86 361 カレント・エクスポージャー方式 86 361 派生商品取引 86 361 外為関連取引 86 361 分為関連取引 29 24 金関連取引 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 100 14 9 12. 派生商品取引及び長期決済期間取引 86 361 カレント・エクスポージャー方式 86 361 派生商品取引 86 361 外為関連取引 86 361 分為関連取引 29 24 金関連取引 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100				
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供	100	14	9		
カレント・エクスポージャー方式			86	361		
外為関連取引 56 336 金利関連取引 29 24 金関連取引 — — 株式関連取引 — — その他のコモディティ関連取引 0 0 クレジット・デリバティブ取引 — — (カウンターパーティー・リスク) — — -括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果 (△) — — 長期決済期間取引 — — 水生商品取引 — — 長期決済期間取引 — — 期待エクスポージャー方式 — — 13. 未決済取引 — — 14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・ キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 0~100 — 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 100 506 630			86	361		
外為関連取引 56 336 金利関連取引 29 24 金関連取引 — — 株式関連取引 — — その他のコモディティ関連取引 0 0 クレジット・デリバティブ取引 — — (カウンターパーティー・リスク) — — -括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果 (△) — — 長期決済期間取引 — — 水生商品取引 — — 長期決済期間取引 — — 期待エクスポージャー方式 — — 13. 未決済取引 — — 14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・ キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 0~100 — 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 100 506 630	派生商品取引		86	361		
金利関連取引 金関連取引 株式関連取引 機式関連取引 号金属(金を除く)関連取引 その他のコモディティ関連取引 のクレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク) 一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果 (△) 長期決済期間取引 SA-CCR 派生商品取引 長期決済期間取引 長期決済期間取引 明待エクスポージャー方式 13. 未決済取引 14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 100 506 630						
金関連取引						
株式関連取引 貴金属(金を除く)関連取引 その他のコモディティ関連取引 の の クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク) 一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果 (△) 長期決済期間取引 SA-CCR 派生商品取引 長期決済期間取引 期待エクスポージャー方式 13. 未決済取引 14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・ キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー						
貴金属(金を除く)関連取引						
その他のコモディティ関連取引						
クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク) ー括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果 (△) 長期決済期間取引 SA − CCR 派生商品取引 長期決済期間取引 規持エクスポージャー方式 13. 未決済取引 14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・ キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 100 506 630			0	0		
(カウンターパーティー・リスク) ー括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果 (△) 長期決済期間取引 SA-CCR 派生商品取引 長期決済期間取引 期待エクスポージャー方式 13. 未決済取引 14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 100 506 630			U	O		
ー括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△) 長期決済期間取引 SA-CCR 派生商品取引 長期決済期間取引 期待エクスポージャー方式 13. 未決済取引 14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・ キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー						
長期決済期間取引 —— —— SA - CCR —— —— 派生商品取引 —— —— 長期決済期間取引 —— —— 期待エクスポージャー方式 —— —— 13. 未決済取引 —— —— 14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・ キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 0~100 —— 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 100 506 630						
SA-CCR — — — 派生商品取引 — — — 長期決済期間取引 — — — 期待エクスポージャー方式 — — — 13. 未決済取引 — — — 14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・ キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 0~100 — — 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 100 506 630						
派生商品取引 長期決済期間取引 期待エクスポージャー方式 —— —— 13. 未決済取引 —— —— 14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 0~100 —— 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 100 506 630	- 11 1311 11 11 13 13 13 13 13 13 13 13 1					
長期決済期間取引 —— —— 期待エクスポージャー方式 —— —— 13. 未決済取引 —— —— 14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・ キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 0~100 —— 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 100 506 630						
期待エクスポージャー方式 —— —— 13. 未決済取引 —— —— 14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・ キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 0~100 —— 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 100 506 630						
13. 未決済取引 14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・ キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 0~100 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 100 506 630						
14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・ キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分0~10015. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー100506630						
キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 0~100 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 100 506 630						
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 100 506 630	キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0~100				
	15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	506	630		
	合計		3,257	3,849		

●CVAリスク相当額

(単位:百万円)

百日	所要自己資本の額				
項目	2019年度	2020年度			
CVAリスク相当額	129	541			

⁽注) CVAリスク相当額は、簡便的リスク測定方式により算出しております。

●中央清算機関関連

項目	所要自己	 資本の額
д	2019年度	2020年度
適格中央清算機関	1	1
適格中央清算機関以外の中央清算機関		
合計	1	1

⁽注) 適格中央清算機関にかかる清算基金の所要自己資本の額は、簡便的手法により算出しております。

(2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する手法ごとの額 (単位:百万円)

	2019年度	2020年度
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	5,529	5,639
うち基礎的手法		
うち粗利益配分手法	5,529	5,639
うち先進的計測手法		

2. 信用リスクに関する事項

(1) エクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

日本語 日本		信用リスクエクスポージャー期末残高									
宮城県内 一						債	債券 デリバティブ取引		ィブ取引		
空域駅外		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
四内計	宮城県内			3,477,852	3,610,128					11,029	7,722
田外計	宮城県外			1,439,713	1,502,584					2,077	1,444
地域別計	国内計	7,078,169	7,332,488	4,917,565	5,112,712	2,156,864	2,206,925	3,739	12,849	13,107	9,167
製造業 693.005 706.783 458.736 459.979 234.245 246.589 23 214 1,186 593 1	国外計	150,596	182,296	32,256	32,642	116,637	147,388	1,702	2,266		
腰業、林業 7,004 7,205 6,601 6,819 250 291 152 94 133 61 漁業 5,228 4,438 5,111 4,222 116 215 — — — — — — — — — 2 主設業 199,970 224,168 175,993 195,661 23,911 28,300 64 206 1,821 2,126 電気・ガス・熱供給・水道栗 217,463 237,159 205,546 211,888 11,617 18,861 299 6,409 — — — — 情報通信業 31,976 30,581 21,247 21,264 10,728 9,310 — 6 8 7 7 24 旬売業、小売業 460,227 477,478 409,946 419,585 49,453 57,173 827 718 1,688 633 金融業、保険業 442,501 439,899 364,316 372,815 74,111 59,618 4,074 7,466 402 325 不動産業、物品賃貸業 1,088,400 1,159,168 1,030,649 1,089,555 57,750 69,612 — — 1,702 1,493 その他サービス業 359,078 392,394 344,702 368,629 14,376 23,764 — 0 3,648 2,012 国・地方公共団体 2,390,919 2,451,419 623,474 655,828 1,767,444 1,795,591 — — 2,463 1,890 その他 — — — 2,463 1,890 年間 1,178,152 1,213,323 1,178,152 1,213,323 1,178,152 1,213,323 5,442 15,116 13,107 9,167 1年超3年以下 862,279 698,743 457,929 407,349 402,184 289,278 2,164 2,115 358 142 1,623,744 1,179,579 1,574 1,179,579 1,574 1,179,579 1,179	地域別計	7,228,765	7,514,785	4,949,821	5,145,355	2,273,501	2,354,313	5,442	15,116	13,107	9,167
漁業 5.228 4.438 5.111 4.222 116 215 — — — — — — — 金鉱業、採石業、砂利採取業 3.378 3.174 3.278 3.044 99 130 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	製造業	693,005	706,783	458,736	459,979	234,245	246,589	23	214	1,186	593
金融業、採石業、砂利採取業 199,970 224,168 175,993 195,661 23,911 28,300 64 206 1,821 2,126 電気・ガス・熱供給・水道業 217,463 237,159 205,546 211,888 11,617 18,861 299 6,409 一 一 情報通信業 31,976 30,581 21,247 21,264 10,728 9,310 一 6 8 7	農業、林業	7,004	7,205	6,601	6,819	250	291	152	94	133	61
建設業 199,970 224,168 175,993 195,661 23,911 28,300 64 206 1,821 2,126 電気・ガス・熱供給・水道業 217,463 237,159 205,546 211,888 11,617 18,861 299 6,409 — 何報通信業 31,976 30,581 21,247 21,264 10,728 9,310 — 6 8 7 運輸業、郵便業 151,458 167,591 122,063 122,735 29,395 44,855 — 一 51 24 卸売業、小売業 460,227 477,478 409,946 419,585 49,453 57,173 827 718 1,688 633 金融業、保険業 442,501 439,899 364,316 372,815 74,111 59,618 4,074 7,466 402 325 不動産業、物品賃貸業 1,088,400 1,159,168 1,030,649 1,089,555 57,750 69,612 — 1,702 1,493 その他サービス業 359,078 392,394 344,702 368,629 14,376 23,764 — 0 3,648 2,012 国・地方公共団体 2,390,919 2,451,419 623,474 655,828 1,767,444 1,795,591 — 2,463 1,890 その他 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	漁業	5,228	4,438	5,111	4,222	116	215				
電気・ガス・熱供給・水道業 217.463 237,159 205.546 211.888 11.617 18.861 299 6.409 —	鉱業、採石業、砂利採取業	3,378	3,174	3,278	3,044	99	130				
情報通信業 31,976 30,581 21,247 21,264 10,728 9,310 — 6 8 7 運輸業、郵便業 151,458 167,591 122,063 122,735 29,395 44,855 — 一 51 24 卸売業、小売業 460,227 477,478 409,946 419,585 49,453 57,173 827 718 1,688 633 金融業、保険業 442,501 439,899 364,316 372,815 74,111 59,618 4,074 7,466 402 325 不動産業、物品賃貸業 1,088,400 1,159,168 1,030,649 1,089,555 57,750 69,612 — 1,702 1,493 その他サービス業 359,078 392,394 344,702 368,629 14,376 23,764 — 0 3,648 2,012 国・地方公共団体 2,390,919 2,451,419 623,474 655,828 1,767,444 1,795,591 — — 2,463 1,890 その他 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	建設業	199,970	224,168	175,993	195,661	23,911	28,300	64	206	1,821	2,126
運輸業、郵便業 151,458 167,591 122,063 122,735 29,395 44,855 — 51 24 卸売業、小売業 460,227 477,478 409,946 419,585 49,453 57,173 827 718 1,688 633 金融業、保険業 442,501 439,899 364,316 372,815 74,111 59,618 4,074 7,466 402 325 不動産業、物品賃貸業 1,088,400 1,159,168 1,030,649 1,089,555 57,750 69,612 — 1,702 1,493 その他サービス業 359,078 392,394 344,702 368,629 14,376 23,764 — 0 3,648 2,012 国・地方公共団体 2,390,919 2,451,419 623,474 655,828 1,767,444 1,795,591 — 2,463 1,890 ← 0他	電気・ガス・熱供給・水道業	217,463	237,159	205,546	211,888	11,617	18,861	299	6,409		
卸売業、小売業 460,227 477,478 409,946 419,585 49,453 57,173 827 718 1,688 633 金融業、保険業 442,501 439,899 364,316 372,815 74,111 59,618 4,074 7,466 402 325 不動産業、物品賃貸業 1,088,400 1,159,168 1,030,649 1,089,555 57,750 69,612 — 1,702 1,493 その他サービス業 359,078 392,394 344,702 368,629 14,376 23,764 — 0 3,648 2,012 国・地方公共団体 2,390,919 2,451,419 623,474 655,828 1,767,444 1,795,591 — — 2,463 1,890 その他 — 1,178,152 1,213,323 1,178,152 1,213,323 — — — — 2,463 1,890 その他 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	情報通信業	31,976	30,581	21,247	21,264	10,728	9,310		6	8	7
金融業、保険業 442,501 439,899 364,316 372,815 74,111 59,618 4,074 7,466 402 325 不動産業、物品賃貸業 1,088,400 1,159,168 1,030,649 1,089,555 57,750 69,612 — 1,702 1,493 その他サービス業 359,078 392,394 344,702 368,629 14,376 23,764 — 0 3,648 2,012 国・地方公共団体 2,390,919 2,451,419 623,474 655,828 1,767,444 1,795,591 — 2,463 1,890 その他 — 1,178,152 1,213,323 1,178,152 1,213,323 — — — 2,463 1,890 その他 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	運輸業、郵便業	151,458	167,591	122,063	122,735	29,395	44,855			51	24
不動産業、物品賃貸業 1,088,400 1,159,168 1,030,649 1,089,555 57,750 69,612 — 1,702 1,493 その他サービス業 359,078 392,394 344,702 368,629 14,376 23,764 — 0 3,648 2,012 国・地方公共団体 2,390,919 2,451,419 623,474 655,828 1,767,444 1,795,591 — 2,463 1,890 その他 — 1,178,152 1,213,323 1,178,152 1,213,323 — — — 2,463 1,890 ← — — 2 2,463 1,890 ← — — 2 2,463 1,890 ← — — 2 2,463 1,890 ← — — 2 2,463 1,890 ← — — 2 2,463 1,890 ← — — 2 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,910 ← 2,463 1,890 ← — 2 2,463 1,890 ← — 2 2,463 1,890 ← — 2 2,463 1,890 ← — 2 2,463 1,890 ← — 2 2,463 1,890 ← — 2 2,463 1,890 ← — 2 2,463 1,890 ← — 2 2,463 1,890 ← — 2 2,4	卸売業、小売業	460,227	477,478	409,946	419,585	49,453	57,173	827	718	1,688	633
その他サービス業 359,078 392,394 344,702 368,629 14,376 23,764 — 0 3,648 2,012 国・地方公共団体 2,390,919 2,451,419 623,474 655,828 1,767,444 1,795,591 — — 2,463 1,890 その他 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	金融業、保険業	442,501	439,899	364,316	372,815	74,111	59,618	4,074	7,466	402	325
国・地方公共団体 2,390,919 2,451,419 623,474 655,828 1,767,444 1,795,591 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	不動産業、物品賃貸業	1,088,400	1,159,168	1,030,649	1,089,555	57,750	69,612			1,702	1,493
個人 1,178,152 1,213,323 1,178,152 1,213,323 — — — — 2,463 1,890 2の他	その他サービス業	359,078	392,394	344,702	368,629	14,376	23,764		0	3,648	2,012
その他	国・地方公共団体	2,390,919	2,451,419	623,474	655,828	1,767,444	1,795,591				
業種別計 7,228,765 7,514,785 4,949,821 5,145,355 2,273,501 2,354,313 5,442 15,116 13,107 9,167 1 年以下 862,279 698,743 457,929 407,349 402,184 289,278 2,164 2,115 358 142 1 年超3年以下 1,090,081 1,095,471 523,924 553,245 564,676 541,171 1,480 1,054 805 283 3 年超5年以下 1,057,142 1,129,369 567,519 590,327 488,975 537,782 647 1,259 420 104 5 年超7年以下 687,698 636,289 323,176 356,735 364,231 278,435 289 1,118 181 139 7 年超 2,914,189 3,354,020 2,459,895 2,636,805 453,433 707,645 859 9,568 3,985 2,900 期間の定めのないもの 617,375 600,891 617,375 600,891 — — — 7,356 5,596	個人	1,178,152	1,213,323	1,178,152	1,213,323					2,463	1,890
1年以下 862,279 698,743 457,929 407,349 402,184 289,278 2,164 2,115 358 142 1 年超3年以下 1,090,081 1,095,471 523,924 553,245 564,676 541,171 1,480 1,054 805 283 3 年超5年以下 1,057,142 1,129,369 567,519 590,327 488,975 537,782 647 1,259 420 104 5年超7年以下 687,698 636,289 323,176 356,735 364,231 278,435 289 1,118 181 139 7年超 2,914,189 3,354,020 2,459,895 2,636,805 453,433 707,645 859 9,568 3,985 2,900 期間の定めのないもの 617,375 600,891 7,356 5,596	その他										
1 年超3年以下 1,090,081 1,095,471 523,924 553,245 564,676 541,171 1,480 1,054 805 283 3年超5年以下 1,057,142 1,129,369 567,519 590,327 488,975 537,782 647 1,259 420 104 5年超7年以下 687,698 636,289 323,176 356,735 364,231 278,435 289 1,118 181 139 7年超 2,914,189 3,354,020 2,459,895 2,636,805 453,433 707,645 859 9,568 3,985 2,900 期間の定めのないもの 617,375 600,891 617,375 600,891 — — — 7,356 5,596	業種別計	7,228,765	7,514,785	4,949,821	5,145,355	2,273,501	2,354,313	5,442	15,116	13,107	9,167
3年超5年以下 1,057,142 1,129,369 567,519 590,327 488,975 537,782 647 1,259 420 104 5年超7年以下 687,698 636,289 323,176 356,735 364,231 278,435 289 1,118 181 139 7年超 2,914,189 3,354,020 2,459,895 2,636,805 453,433 707,645 859 9,568 3,985 2,900 期間の定めのないもの 617,375 600,891 617,375 600,891 — — 7,356 5,596	1年以下	862,279	698,743	457,929	407,349	402,184	289,278	2,164	2,115	358	142
5年超7年以下 687,698 636,289 323,176 356,735 364,231 278,435 289 1,118 181 139 7年超 2,914,189 3,354,020 2,459,895 2,636,805 453,433 707,645 859 9,568 3,985 2,900 期間の定めのないもの 617,375 600,891 617,375 600,891 — — — — 7,356 5,596	1年超3年以下	1,090,081	1,095,471	523,924	553,245	564,676	541,171	1,480	1,054	805	283
7年超 2,914,189 3,354,020 2,459,895 2,636,805 453,433 707,645 859 9,568 3,985 2,900 期間の定めのないもの 617,375 600,891 617,375 600,891 — — — — 7,356 5,596	3年超5年以下	1,057,142	1,129,369	567,519	590,327	488,975	537,782	647	1,259	420	104
期間の定めのないもの 617,375 600,891 617,375 600,891 7,356 5,596	5年超7年以下	687,698	636,289	323,176	356,735	364,231	278,435	289	1,118	181	139
	7年超	2,914,189	3,354,020	2,459,895	2,636,805	453,433	707,645	859	9,568	3,985	2,900
残存期間別合計 7,228,765 7,514,785 4,949,821 5,145,355 2,273,501 2,354,313 5,442 15,116 13,107 9,167	期間の定めのないもの	617,375	600,891	617,375	600,891					7,356	5,596
	残存期間別合計	7,228,765	7,514,785	4,949,821	5,145,355	2,273,501	2,354,313	5,442	15,116	13,107	9,167

⁽注) 1.信用リスクエクスポージャー期末残高については、信用リスクエクスポージャーの残高が多い「貸出金」「支払承諾見返」「コミットメント」「債券」「デリパティブ取引」について記載しております。
2.各エクスポージャーの残高に、未収利息は含んでおりません。
3.「貸出金、支払承諾見返およびコミットメント」の地域については、当該エクスポージャーの取引店舗の所属する地域を基準に集計しております。(ただし、非居住者向けの取引については「国外」に、関連会社にかかるエクスポージャーは「宮城県内」として集計しております。)
4.「債券」「デリパティブ取引」については、「国内」「国外」の区分のみ集計しております。(「債券」の国外計は、外貨外国証券および外国証券を集計しております。)
5.三月以上延滞エクスポージャーのうち、期限を経過しているエクスポージャーについては、「期間の定めのないもの」として集計しております。
6.原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額については、デリパティブ取引のエクスポージャー期末残高から除いております。
7.我が国の政府関係機関、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行が発行する債券、および政府保証債につきましては、国・地方公共団体として集計しております。

おります。

^{8.}関連会社にかかるエクスポージャーの残存期間は、期間の把握が可能なエクスポージャーを除き、「期間の定めのないもの」として集計しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期洞	期末残高	
		别自戏同	一种恒加铁	目的使用	その他	州不没同
一般貸倒引当金	2019年度	30,384	31,476		30,384	31,476
一放貝凹力日本	2020年度	31,476	33,124		31,476	33,124
用则登回口业会	2019年度	30,484	31,744	4,292	26,191	31,744
個別貸倒引当金	2020年度	31,744	28,231	8,991	22,753	28,231
特定海外債権引当勘定	2019年度					
村化海外俱惟513·刨化	2020年度					
△= 1	2019年度	60,868	63,220	4,292	56,576	63,220
合計	2020年度	63,220	61,356	8,991	54,229	61,356

●個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

	期首	残高	当期増加額		当期減少額 (目的使用)		当期減少額 (その他)		期末残高	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
宮城県内	26,422	29,557	29,557	23,570	2,033	8,642	24,389	20,915	29,557	23,570
宮城県外	4,052	2,177	2,177	4,652	2,259	348	1,793	1,829	2,177	4,652
その他	8	8	8	8			8	8	8	8
国内計	30,484	31,744	31,744	28,231	4,292	8,991	26,191	22,753	31,744	28,231
国外計										
地域別合計	30,484	31,744	31,744	28,231	4,292	8,991	26,191	22,753	31,744	28,231
製造業	8,339	8,475	8,475	1,995	911	7,301	7,427	1,173	8,475	1,995
農業、林業	99	234	234	136	5	29	94	205	234	136
漁業										
鉱業、採石業、砂利採取業		10	10	4				10	10	4
建設業	2,104	2,290	2,290	2,423	112	121	1,991	2,169	2,290	2,423
電気・ガス・熱供給・水道業	109	291	291	506			109	291	291	506
情報通信業	314	1	1	308	268		46	1	1	308
運輸業、郵便業	50	54	54	40			50	54	54	40
卸売業、小売業	7,426	8,501	8,501	8,565	588	558	6,838	7,942	8,501	8,565
金融業、保険業	408	402	402	325			408	402	402	325
不動産業、物品賃貸業	779	1,025	1,025	2,443			779	1,025	1,025	2,443
その他サービス業	8,089	7,986	7,986	9,494	1,927	518	6,162	7,467	7,986	9,494
国・地方公共団体										
個人	2,132	2,051	2,051	1,780	382	287	1,750	1,764	2,051	1,780
その他	630	417	417	207	96	174	533	242	417	207
業種別計	30,484	31,744	31,744	28,231	4,292	8,991	26,191	22,753	31,744	28,231

⁽注) 1.地域については、当該引当金が引き当てられた先の取引店舗の所属する地域を基準に集計しております。(ただし、関連会社にかかる引当金については、ゴルフ会員権にかかる引当金を除き、宮城県内として集計しております。)
2.関連会社にかかる引当金については、個別に判断できるものを除き、その他の業種として集計しております。
3.ゴルフ会員権にかかる引当金については、地域および業種ともその他欄に記載しております。

(3) 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
製造業		
農業、林業		
漁業		
鉱業、採石業、砂利採取業		
建設業		
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業、郵便業		
卸売業、小売業		
金融業、保険業		
不動産業、物品賃貸業		
その他サービス業		
国・地方公共団体		
個人	59	58
その他	0	0
業種別計	60	58

⁽注) 関連会社の資産にかかる償却については、個人およびその他に計上しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

	2019	2019年度)年度
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	1,080	3,038,385	44,472	3,709,756
10%		275,805		362,837
20%	307,155	157,740	356,266	137,998
35%		41,409		34,904
50%	904,936	16,105	937,467	13,785
75%		1,142,033		1,182,385
100%	130,241	2,016,318	126,468	2,052,171
150%		2,560		1,392
250%		27,361		25,770
1,250%				
その他		536,009		590,130
合計	1,343,413	7,253,729	1,464,674	8,111,132

⁽注) 1.「格付あり」は、与信先または保証先に付与された外部格付によりリスク・ウェイトが決定するエクスポージャーを集計しております。
2.その他は、ETF、上場REIT以外の投資信託および金銭の信託について記載しております。加重平均のリスク・ウェイトは2019年度: 35.84%、2020年度: 33.84%です。
3.ETF、上場REITについては、出資等として100%・格付なしとして計上しております。
4.個別資例引当金が引当てられているエクスポージャーについては、0%・格付なしとして計上しております。
5.低いリスク・ウェイト区分を適用できる保証付エクスポージャーについては、保証先のリスク・ウェイト区分欄に記載しております。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
現金および自行預金	64,026	78,483
金		
適格債券	184	184
適格株式	3,107	3,131
適格投資信託		
適格金融資産担保合計	67,318	81,799
適格保証	584,640	596,779
適格クレジット・デリバティブ		
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	584,640	596,779

⁽注) 1.現金および自行預金には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー (2019年度: 29,938百万円、2020年度: 27,192百万円) を含んでおります。 2.適格保証については、信用保証協会等保証付エクスポージャー (2019年度: 87,237百万円、2020年度: 180,857百万円)を含んでおります。

4. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

(2) グロス再構築コストの額(ゼロを下回らないものに限る。)の合計額

グロス再構築コストの額の合計は2019年度は1,722百万円、2020年度は5,223百万円です。

(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあたっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
派生商品取引	5,442	15,116
外国為替関連取引及び金関連取引	3,830	14,067
金利関連取引	1,560	993
株式関連取引		
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)		
その他コモディティ関連取引	51	54
クレジット・デリバティブ		
合計	5,442	15,116

⁽注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額については、上記記載から除いております。

(4) (2) の合計額およびグロスのアドオンの合計額から (3) の額を差し引いた額

差し引いた額はゼロとなります。

(5) 担保の種類別の額

	2019年度	2020年度
現金および自行預金		
金		
適格債券		
適格株式		
適格投資信託		
適格金融資産担保合計		

(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
派生商品取引	5,442	15,116
外国為替関連取引及び金関連取引	3,830	14,067
金利関連取引	1,560	993
株式関連取引		
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)		
その他コモディティ関連取引	51	54
クレジット・デリバティブ		
合計	5,442	15,116

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額については、上記記載から除いております。

(7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、 プロテクションの購入または提供の別に区分した額 該当ございません。

(8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額該当ございません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャー に関する事項

該当ございません。

- (2) 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
- A. 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳
- a. 証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	オン・バランス	オフ・バランス	オン・バランス	オフ・バランス
事業者向け貸出	23,809	21,399	32,136	18,025
商業用不動産	4,312		9,406	
クレジットカード債権	400		800	
合計	28,521	21,399	42,342	18,025

b. 再証券化エクスポージャー 該当ございません。

- B. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額
- a. 証券化エクスポージャー

●オン・バランス

	201	2019年度		20年度
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
20%以下	16,594	99	18,719	112
20%超50%以下	1,503	15	7,551	85
50%超100%以下	10,423	366	16,072	581
100%超1,250%以下				
合計	28.521	481	42.342	779

●オフ・バランス

(単位:百万円)

	201	2019年度		0年度
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
20%以下	6,398	40	1,279	7
20%超50%以下	3,000	55	687	7
50%超100%以下	12,000	410	16,058	614
100%超1,250%以下				
合計	21,399	506	18,025	630

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

C. 告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証 券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

該当ございません。

D. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に 適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ございません。

(3) 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

(4) 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 該当ございません。

6. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	2019年度		2020	0年度
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等または株式等 エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	158,136		217,079	
上記に該当しない出資等または株式等 エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	1,868		1,765	
合計	160,004	160,004	218,844	218,844

⁽注) 1.上場している出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額には、ETF、REITを含んでおります。
2.ETF、REIT以外の投資信託、金銭の信託および投資事業組合に対する出資等または株式等エクスポージャーについては、計上しておりません。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
売却損益額	4,895	10,742
償却額	258	1

(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額は、2019年度は54,010百万円、2020年度は95,592百万円です。

(4) 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
ルックスルー方式	536,009	590,130
マンデート方式		
蓋然性方式(リスク・ウェイト250%)		
蓋然性方式(リスク・ウェイト400%)		
フォールバック方式		
合計	536,009	590,130

8. 金利リスクに関する事項

⊿EVEおよび⊿NII

(単位:百万円)

IRRBB1	:金利リスク					
		1		/\	=	
項番		⊿E	EVE		VII	
		2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	
1	上方パラレルシフト	41,996	57,708	9,504	2,472	
2	下方パラレルシフト	2	1	17,197	16,199	
3	スティープ化	15,506	32,273			
4	フラット化					
5	短期金利上昇					
6	短期金利低下					
7	最大値	41,996	57,708	17,197	16,199	
		7.	ħ	/	\	
		2020)年度	2019	9年度	
8	自己資本の額	438,988 422,20				

上記以外で内部管理上使用した金利ショックに対する経済価値の増減額

(単位:百万円)

			(+14 : 12)		
	保有期間	VaR			
	(営業日)	2019年度	2020年度		
金利リスク		18,666	19,262		
円貨債券、円貨預貸金等	60	18,068	16,426		
外貨債券	60	470	2,763		
商品有価証券	20	127	71		

⁽注) 1.信頼水準99%

9. その他金融機関等(告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって 銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己 資本を下回った額の総額

該当ございません。

⁽注) 1.ルックスルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付となる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げる方式になります。 2.マンデート方式とは、ファンドの運用基準に基づき、最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の信用リスク・アセットを足し上げる方式にな ります。

^{3.} 蓋然性方式とは、当該エクスポージャーの裏付となる個々の資産のリスク・ウェイトが250%以下、または400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に 250%または400%のリスク・ウェイトを適用して算出する方式になります。 4.フォールバック方式とは、1,250%のリスク・ウェイトを適用する方式になります。

^{2.}金利ショックに対する経済価値の増減額は銀行単体のみを対象として計測しております。

定量的開示項目(単体)

1. 自己資本充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

●オン・バランス項目

項目	(参考) 告示で定める —	所要自己資本の額		
填 日	一	2019年度	2020年度	
1. 現金	0			
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0			
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	18	28	
4. 国際決済銀行等向け	0			
5. 我が国の地方公共団体向け	0			
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	52	76	
7. 国際開発銀行向け	0~100			
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	299	452	
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	533	785	
0. 地方三公社向け	20	12	16	
1. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	1,428	1,183	
2. 法人等向け	20~100	64,125	64,225	
3. 中小企業等向け及び個人向け	75	35,072	36,485	
4. 抵当権付住宅ローン	35	579	488	
5. 不動産取得等事業向け	100	34,792	36,006	
6. 三月以上延滞等	50~150	222	129	
7. 取立未済手形	20	0	C	
8. 信用保証協会等による保証付	0~10	232	236	
9. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	0	C	
20. 出資等	100~1250	4,702	5,392	
(うち出資等のエクスポージャー)	100	4,702	5,392	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250			
21. 上記以外	100~250	3,827	3,814	
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250		201	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	2,263	2,007	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	250			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調 達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パ ーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	150			
(うち上記以外のエクスポージャー等)	100	1,564	1,606	
2. 証券化		481	779	
(うちSTC要件適用分)				
(うち非STC要件適用分)		481	779	
23. 再証券化				
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		7,688	7,990	
うちルックスルー方式		7,688	7,990	
うちマンデート方式				
うち蓋然性方式 (リスク・ウェイト二百五十パーセント)				
うち蓋然性方式(リスク・ウェイト四百パーセント)				
うちフォールバック方式				
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額				
合計		154,069	158,092	

⁽注) 所要自己資本の額は、リスク・アセットの額に4%を乗じて算出しておりますが、自己資本控除となるエクスポージャーについては、自己資本控除の額(2019年度: 185百万円、2020年度:181百万円)を所要自己資本の額として計上しております。

●オフ・バランス項目

(単位:百万円)

	H = (0()	所要自己資本の額			
項目	掛目 (%)	2019年度	2020年度		
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は 自動的に取消可能なコミットメント	0				
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	84	71		
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	1	1		
4. 特定の取引に係る偶発債務	50				
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50				
5. NIF又はRUF	50 <75>				
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	1,320	1,562		
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>				
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	1,243	1,212		
(うち借入金の保証)	100	109	106		
(うち有価証券の保証)	100				
(うち手形引受)	100				
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100				
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100				
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)					
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100				
控除額 (△)					
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100				
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	14	9		
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引		86	361		
カレント・エクスポージャー方式		86	361		
派生商品取引		86	361		
外為関連取引		56	336		
金利関連取引		29	24		
金関連取引					
株式関連取引					
貴金属(金を除く)関連取引					
その他のコモディティ関連取引		0	0		
クレジット・デリバティブ取引					
(カウンターパーティー・リスク)					
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果 (△) │					
長期決済期間取引					
SA-CCR					
派生商品取引					
長期決済期間取引					
期待エクスポージャー方式					
13. 未決済取引					
14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0~100				
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	506	630		
合計		3,257	3,849		

●CVAリスク相当額

(単位:百万円)

百日	所要自己資本の額			
項目	2019年度	2020年度		
CVAリスク相当額	129	541		

⁽注) CVAリスク相当額は、簡便的リスク測定方式により算出しております。

●中央清算機関関連

		(+14 : 12731 37
百日	所要自己	資本の額
項目	2019年度	2020年度
適格中央清算機関	1	1
適格中央清算機関以外の中央清算機関		
合計	1	1

⁽注) 適格中央清算機関にかかる清算基金の所要自己資本の額は、簡便的手法により算出しております。

(2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち銀行が使用する手法ごとの額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	5,223	5,328
うち基礎的手法		
うち粗利益配分手法	5,223	5,328
うち先進的計測手法		

2. 信用リスクに関する事項

(1) エクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

	信用リスクエクスポージャー期末残高									
				払承諾見返 ットメント	債券		デリバティブ取引		三月以 エクスポ	上延滞 ージャー
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
宮城県内			3,486,265	3,619,038					9,815	6,591
宮城県外			1,439,713	1,502,584					2,077	1,444
国内計	7,085,582	7,340,384	4,925,978	5,121,623	2,155,864	2,205,911	3,739	12,849	11,893	8,036
国外計	150,596	182,296	32,256	32,642	116,637	147,388	1,702	2,266		
地域別計	7,236,178	7,522,681	4,958,234	5,154,265	2,272,501	2,353,299	5,442	15,116	11,893	8,036
製造業	693,005	706,783	458,736	459,979	234,245	246,589	23	214	1,186	593
農業、林業	7,004	7,205	6,601	6,819	250	291	152	94	133	61
漁業	5,228	4,438	5,111	4,222	116	215				
鉱業、採石業、砂利採取業	3,378	3,174	3,278	3,044	99	130				
建設業	199,970	224,168	175,993	195,661	23,911	28,300	64	206	1,821	2,126
電気・ガス・熱供給・水道業	217,463	237,159	205,546	211,888	11,617	18,861	299	6,409		
情報通信業	31,976	30,581	21,247	21,264	10,728	9,310		6	8	7
運輸業、郵便業	151,458	167,591	122,063	122,735	29,395	44,855			51	24
卸売業、小売業	460,227	477,478	409,946	419,585	49,453	57,173	827	718	1,688	633
金融業、保険業	444,001	441,399	365,816	374,315	74,111	59,618	4,074	7,466	402	325
不動産業、物品賃貸業	1,097,105	1,168,148	1,039,354	1,098,535	57,750	69,612			1,702	1,493
その他サービス業	359,078	392,394	344,702	368,629	14,376	23,764		0	3,648	2,012
国・地方公共団体	2,389,919	2,450,405	623,474	655,828	1,766,444	1,794,576				
個人	1,176,360	1,211,753	1,176,360	1,211,753					1,248	759
その他										
業種別計	7,236,178	7,522,681	4,958,234	5,154,265	2,272,501	2,353,299	5,442	15,116	11,893	8,036
1年以下	861,439	698,743	458,089	407,349	401,184	289,278	2,164	2,115	358	142
1年超3年以下	1,090,081	1,095,696	523,924	553,470	564,676	541,171	1,480	1,054	805	283
3年超5年以下	1,058,087	1,130,324	568,464	591,282	488,975	537,782	647	1,259	420	104
5年超7年以下	687,698	635,782	323,176	356,735	364,231	277,928	289	1,118	181	139
7年超	2,914,189	3,353,513	2,459,895	2,636,805	453,433	707,138	859	9,568	3,985	2,900
期間の定めのないもの	624,683	608,621	624,683	608,621					6,141	4,465
残存期間別合計	7,236,178	7,522,681	4,958,234	5,154,265	2,272,501	2,353,299	5,442	15,116	11,893	8,036

⁽注) 1.信用リスクエクスポージャー期末残高については、信用リスクエクスポージャーの残高が多い「貸出金」「支払承諾見返」「コミットメント」「債券」「デリバティブ取引」について記載しております。
2.各エクスポージャーの残高に、未収利息は含んでおりません。
3.「貸出金、支払承諾見返およびコミットメント」の地域については、当該エクスポージャーの取引店舗の所属する地域を基準に集計しております。(ただし、非居住者向けの取引については「国外」に集計しております。) (ただし、非居住者向けの取引については「国外」に集計しております。) 4.「債券」「デリバティブ取引」については、「国外」「国外」の区分のみ集計しております。(「債券」の国外計は、外貨外国証券および外国証券を集計しております。) 5.三月以上延滞エクスポージャーのうち、期限を経過しているエクスポージャーについては、「期間の定めのないもの」として集計しております。 6.原契約期間が5営業日以内の外海関連取引の与信相当額については、デリバティブ取引のエクスポージャー期末残高から除いております。 7.我が国の政府関係機関、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行が発行する債券、および政府保証債につきましては、国・地方公共団体として集計しております。

おります。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期洞	期末残高	
		别自戏同	一一一一一一	目的使用	その他	别不没同
一般貸倒引当金	2019年度	27,502	28,655		27,502	28,655
一放貝団分三立	2020年度	28,655	30,361		28,655	30,361
/四回代を/回コリルへ	2019年度	28,008	29,571	3,868	24,139	29,571
個別貸倒引当金	2020年度	29,571	26,494	8,555	21,015	26,494
性宁海从 <u>建</u> 按7124数宁	2019年度					
特定海外債権引当勘定	2020年度					
合計	2019年度	55,511	58,226	3,868	51,642	58,226
	2020年度	58,226	56,855	8,555	49,671	56,855

●個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

	期首	残高	当期均	曽加額	当期減少額	(目的使用)	当期減少額	(その他)	期末	 残高
	2019年度	2020年度								
宮城県内	23,949	27,386	27,386	21,835	1,609	8,206	22,340	19,180	27,386	21,835
宮城県外	4,052	2,177	2,177	4,652	2,259	348	1,793	1,829	2,177	4,652
その他	6	6	6	6			6	6	6	6
国内計	28,008	29,571	29,571	26,494	3,868	8,555	24,139	21,015	29,571	26,494
国外計										
地域別合計	28,008	29,571	29,571	26,494	3,868	8,555	24,139	21,015	29,571	26,494
製造業	8,339	8,475	8,475	1,995	911	7,301	7,427	1,173	8,475	1,995
農業、林業	99	234	234	136	5	29	94	205	234	136
漁業										
鉱業、採石業、砂利採取業		10	10	4				10	10	4
建設業	2,104	2,290	2,290	2,423	112	121	1,991	2,169	2,290	2,423
電気・ガス・熱供給・水道業	109	291	291	506			109	291	291	506
情報通信業	314	1	1	308	268		46	1	1	308
運輸業、郵便業	50	54	54	40			50	54	54	40
卸売業、小売業	7,426	8,501	8,501	8,565	588	558	6,838	7,942	8,501	8,565
金融業、保険業	408	402	402	325			408	402	402	325
不動産業、物品賃貸業	779	1,025	1,025	2,443			779	1,025	1,025	2,443
その他サービス業	8,089	7,986	7,986	9,494	1,927	518	6,162	7,467	7,986	9,494
国・地方公共団体										
個人	281	288	288	244	54	25	226	263	288	244
その他	6	6	6	6			6	6	6	6
業種別計	28,008	29,571	29,571	26,494	3,868	8,555	24,139	21,015	29,571	26,494

⁽注) 1.地域については、当該引当金が引き当てられた先の取引店舗の所属する地域を基準に集計しております。 2.ゴルフ会員権にかかる引当金については、地域および業種ともその他欄に記載しております。

(3) 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
製造業		
農業、林業		
漁業		
鉱業、採石業、砂利採取業		
建設業		
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業、郵便業		
卸売業、小売業		
金融業、保険業		
不動産業、物品賃貸業		
その他サービス業		
国・地方公共団体		
個人		
その他		
業種別計		

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

	2019	9年度	2020年度		
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし	
0%	1,080	3,036,126	44,472	3,707,741	
10%		275,805		362,837	
20%	307,155	155,088	356,266	132,139	
35%		41,409		34,904	
50%	904,936	15,654	937,467	13,389	
75%		1,142,033		1,182,385	
100%	130,241	2,003,596	126,468	2,036,426	
150%		2,560		1,392	
250%		22,631		22,082	
1,250%					
その他		536,009		590,130	
 合計	1,343,413	7,230,914	1,464,674	8,083,429	

⁽注) 1.「格付あり」は、与信先または保証先に付与された外部格付によりリスク・ウェイトが決定するエクスポージャーを集計しております。 2.その他は、ETF、上場REIT以外の投資信託および金銭の信託について記載しております。加重平均のリスク・ウェイトは2019年度:35.84%、2020年度: 33.84%です。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

2019年度	2020年度
64,076	78,533
184	184
3,107	3,131
67,368	81,849
584,640	596,779
584,640	596,779
	64,076 ————————————————————————————————————

⁽注) 1.現金および自行預金には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー (2019年度: 29,988百万円、2020年度: 27,242百万円) を含んでおります。 2.適格保証については、信用保証協会等保証付エクスポージャー (2019年度: 87,237百万円、2020年度: 180,857百万円) を含んでおります。

^{3.}ETF、上球REITIについては、出資等として100%・格付なしとして計上しております。 4.個別貸倒引当金が引当てられているエクスポージャーについては、0%・格付なしとして計上しております。 5.低いリスク・ウェイト区分を適用できる保証付エクスポージャーについては、保証先のリスク・ウェイト区分欄に記載しております。

4. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

(2) グロス再構築コストの額(ゼロを下回らないものに限る。)の合計額

グロス再構築コストの額の合計は2019年度は1,722百万円、2020年度は5,223百万円です。

(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあたっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。) (単位:百万円)

2019年度 2020年度 派生商品取引 5,442 15,116 外国為替関連取引及び金関連取引 3,830 14,067 金利関連取引 1,560 993 株式関連取引 貴金属関連取引(金関連取引を除く。) その他コモディティ関連取引 51 54 クレジット・デリバティブ 5,442 15,116

(4) (2) の合計額およびグロスのアドオンの合計額から(3)の額を差し引いた額

差し引いた額はゼロとなります。

(5) 担保の種類別の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
現金および自行預金		
金		
適格債券		
適格株式		
適格投資信託		
適格金融資産担保合計		

(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

	2019年度	2020年度
派生商品取引	5,442	15,116
外国為替関連取引及び金関連取引	3,830	14,067
金利関連取引	1,560	993
株式関連取引		
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)		
その他コモディティ関連取引	51	54
クレジット・デリバティブ		
合計	5,442	15,116

⁽注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額については、上記記載から除いております。

⁽注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額については、上記記載から除いております。

(7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、 プロテクションの購入または提供の別に区分した額 該当ございません。

(8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 該当ございません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 該当ございません。
- (2) 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
- A. 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳
- a. 証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	オン・バランス	オフ・バランス	オン・バランス	オフ・バランス
事業者向け貸出	23,809	21,399	32,136	18,025
商業用不動産	4,312		9,406	
クレジットカード債権	400		800	
合計	28,521	21,399	42,342	18,025

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

- B. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額
- a. 証券化エクスポージャー

●オン・バランス

(単位:百万円)

	20	2019年度		:0年度
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
20%以下	16,594	99	18,719	112
20%超50%以下	1,503	15	7,551	85
50%超100%以下	10,423	366	16,072	581
100%超1,250%以下				
合計	28.521	481	42.342	779

●オフ・バランス

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
20%以下	6,398	40	1,279	7
20%超50%以下	3,000	55	687	7
50%超100%以下	12,000	410	16,058	614
100%超1,250%以下				
合計	21,399	506	18,025	630

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

C. 告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

該当ございません。

D. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に 適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ございません。

(3) 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

(4) 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 該当ございません。

6. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	2019年度		202	0年度
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
- 上場している出資等または株式等 エクスポージャーの貸借対照表計上額	157,274		215,939	
上記に該当しない出資等または株式等 エクスポージャーの貸借対照表計上額	13,483		13,380	
合計	170,758	170,758	229,320	229,320

⁽注) 1.上場している出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額には、ETF、REITを含んでおります。
2.ETF、REIT以外の投資信託、金銭の信託および投資事業組合に対する出資等または株式等エクスポージャーについては、計上しておりません。

●子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	
	2019年度	2020年度
子会社・子法人等	11,668	11,668
関連法人等		
合計	11,668	11,668

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
売却損益額	4,895	10,742
償却額	258	1

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は、2019年度は53,180百万円、2020年度は94,483百万円です。

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
ルックスルー方式	536,009	590,130
マンデート方式		
蓋然性方式(リスク・ウェイト250%)		
蓋然性方式(リスク・ウェイト400%)		
フォールバック方式		
合計	536,009	590,130

8. 金利リスクに関する事項

⊿EVEおよび⊿NII

(単位:百万円)

IRRBB1	:金利リスク				
		1		/\	=
項番		⊿E	EVE		NII
		2020年度	2019年度	2020年度	2019年度
1	上方パラレルシフト	41,996	57,708	9,504	2,472
2	下方パラレルシフト	2	1	17,197	16,199
3	スティープ化	15,506	32,273		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	41,996	57,708	17,197	16,199
		7.	t	/	\
		2020	0年度	2019	9年度
8	自己資本の額		425,215		412,272

上記以外で内部管理上使用した金利ショックに対する経済価値の増減額

	保有期間 VaR		aR
	(営業日)	2019年度	2020年度
金利リスク		18,666	19,262
円貨債券、円貨預貸金等	60	18,068	16,426
外貨債券	60	470	2,763
商品有価証券	20	127	71

⁽注) 信頼水準99%

⁽注) 1.ルックスルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付となる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げる方式になります。 2.マンデート方式とは、ファンドの運用基準に基づき、最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の信用リスク・アセットを足し上げる方式にな

^{2.}マンデート方式とは、ファントの連用差率に基づさ、取もリスク・アセットが入さくなる資産構成を想定し、値々の信用リスク・アセットを定し上げる方式になります。
3.蓋然性方式とは、当該エクスポージャーの裏付となる個々の資産のリスク・ウェイトが250%以下、または400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に250%または400%のリスク・ウェイトを適用して算出する方式になります。
4.フォールバック方式とは、1,250%のリスク・ウェイトを適用する方式になります。